

○経済産業省告示第百五十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行い、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十七年八月六日

経済産業大臣 宮沢 洋一

輸入貿易管理令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）に定めるもののほか、次に掲げる貨物を輸入するときとする。

- 一 別表に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀
- 二 全地域を船積地域とする水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

別表

ジブチ、ガボン、ギニア、ガイアナ、レソト、マダガスカル、モナコ、ニカラグア、セーシェル、アラ
ブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ